第二十三・四条　終了

1　この協定は、2の規定に基づいて終了しない限り、効力を有する。

2　いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対しこの協定を終了させる意思を書面により通告することができる。その終了は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、他方の締約国によるその通告の受領の日の後六箇月で効力を生ずる。

第二十三・五条　者に対する直接的効果の不存在

他の国際法に基づく者の権利及び義務に影響を及ぼすことなく、この協定のいかなる規定も、者に対して権利を与え、又は義務を課するものと解してはならない。

第二十三・六条　附属書、付録及び注

この協定の附属書及び付録は、この協定の不可分の一部を成す。注もまた、この協定の不可分の一部を成す。

第二十三・七条　欧州連合への将来の加盟

1　欧州連合は、第三国の欧州連合への加盟の要請を日本国に通報する。

2　欧州連合と1に規定する第三国との間の交渉の間、欧州連合は、次のことを行う。

(a)　日本国の要請があった場合には、可能な範囲内で、この協定の対象となる事項に関する情報を提供すること。

(b)　日本国が表明する懸念を考慮に入れること。

3　合同委員会は、第三国の欧州連合への加盟がこの協定に与える影響を、十分な余裕をもって当該加盟の日の前に検討する。

4　両締約国は、必要な範囲内で、第三国の欧州連合への加盟に関する協定の効力発生の前に次のことを行う。

(a)　第二十三・二条の規定に基づいてこの協定を改正すること。

(b)　この協定に関する他の必要な調整措置又は経過措置を、合同委員会の決定によって設けること。

第二十三・八条　正文

1　この協定は、ひとしく正文であるブルガリア語、クロアチア語、チェコ語、デンマーク語、オランダ語、英語、エストニア語、フィンランド語、フランス語、ドイツ語、ギリシャ語、ハンガリー語、イタリア語、ラトビア語、リトアニア語、マルタ語、ポーランド語、ポルトガル語、ルーマニア語、スロバキア語、スロベニア語、スペイン語及びスウェーデン語により本書二通を作成した。

2　解釈に相違がある場合には、この協定が交渉された言語の本文による。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十八年七月十七日に東京で、作成した。

日本国のために
安倍晋三
欧州連合のために
ドナルド・トゥスク
ユンカー

附属書二―A　関税の撤廃及び削減

第一編　一般的注釈

1　第二・八条の規定の適用に当たっては、一方の締約国は、他方の締約国の原産品について、この附属書に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の効力発生の日に関税を完全に撤廃する。

2　関税の毎年均等な引下げの実施に当たっては、次の規定を適用する。

(a)　一年目の引下げについては、この協定の効力発生の日に行う。

(b)　その後の毎年の引下げについては、それぞれの年の初日に行う。

3　この附属書の規定の適用上、「年」とは、

(a)　次編に関し、一年目については、この協定の効力発生の日から十二箇月の期間をいい、その後の各年については、その前年の終了後の十二箇月の期間をいう。

(b)　第三編に関し、一年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の三月三十一日までの期間をいい、その後の各年については、当該各年の四月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

4　一の品目の関税の基準税率及び当該一の品目の引下げのそれぞれの段階における暫定的な関税率を決定するための区分については、次編第B節の欧州連合の表及び第三編第D節の日本国の表において当該一の品目ごとに明示する。

5　この附属書の規定の適用上、「基準税率」とは、次編及び第三編に別段の定めがある場合を除くほか、関税の撤廃又は引下げの開始点となるものをいう。

6　この附属書に別段の定めがある場合を除くほか、この附属書に従って行われる関税の撤廃又は引下げについては、従価税の場合には、〇・一パーセント未満の端数は、これを四捨五入し（〇・〇五パーセントは、〇・一パーセントとする。）、従量税の場合には、一ユーロ又は一日本円の〇・〇一未満の端数は、これを四捨五入する（〇・〇〇五は、〇・〇一とする。）。

7　この附属書における記載は、二千十七年一月一日に改正された統一システムに従ったものであり、また、次編及び第三編については、次のとおりとする。

(a)　次編については、欧州連合の表における各品目についての欧州連合の関税分類番号の八桁番号及び当該関税分類番号に対応する品名は、欧州連合の統合品目表（二千十七年一月一日の統合品目表）に従ったものである。

(b)　第三編については、日本国の表における各品目についての日本国の関税分類番号の九桁番号及び当該関税分類番号に対応する品名は、日本国の品目表（二千十七年四月一日現在の輸入統計品目表）に従ったものである。

8　各締約国の表に掲げる関税分類番号及び当該関税分類番号に対応する品名は、当該各締約国の法令又は告示に従って7に規定する当該各締約国の品目表が改正される場合には、変更の対象とされることがあるものとし、当該品目表が変更される場合には、当該各締約国が公表する対照表とともに参照される。

（第二編は、ブルガリア語、クロアチア語、チェコ語、デンマーク語、オランダ語、英語、エストニア語、フィンランド語、フランス語、ドイツ語、ギリシャ語、ハンガリー語、イタリア語、ラトビア語、リトアニア語、マルタ語、ポーランド語、ポルトガル語、ルーマニア語、スロバキア語、スロベニア語、スペイン語及びスウェーデン語により作成され、この附属書の不可分の一部を成す。）